

「箕面市手話言語条例」及び「箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例」の制定に向けたパブリックコメントの実施について（報告）

（１）検討の経緯

- ・資料4-2、4-3のとおり

（２）条例（素案）の内容

- ・資料4-4、4-5、資料4-6のとおり

（３）おもな意見の反映状況

意見	反映状況
条例を2本化し、手話言語条例を独立させること	反映
条例の見直し年限を記載すること	法定の障害福祉計画改定と併せて必要な見直しを行うこととし、3年毎の見直しを担保
具体施策を検討する協議会を条例設置すること	障推協・条例部会を継続開催することで、具体施策を検討する場を担保
手話言語条例で「ろう者」を主とした表記にすること	反映
手話通訳・要約筆記について、「意思疎通支援」の中でも具体的に表記すること	反映
市独自の「手話の日」を記載すること	市独自ではなく、より効果的な国連「手話言語の国際デー」を記載し、周知啓発を推進
表現をわかりやすくし、具体的に記載すること	反映

（４）パブリックコメントの実施及び今後のスケジュール

- ・7月： 障害者市民施策推進協議会にて状況報告
- ・8月： パブリックコメント実施
保健医療福祉総合審議会にて状況報告
- ・9月： パブリックコメント意見整理
障害者市民施策推進協議会・条例部会にて条例修正案協議
障害者市民施策推進協議会にて状況報告
- ・10月： 保健医療福祉総合審議会にて状況報告
- ・12月： 市議会に議案提出、審議